

吹田市立図書館マンガ資料収集方針及び選定基準

平成 20 年 7 月 1 日
(2008 年)

(目的)

この方針は、「吹田市立図書館資料収集方針」及び「選定基準」(平成 14 年)における「まんが・マルチメディアなどの選定基準については、環境の変化や時代の要請を見極めながら、論議していくものとする。」との規定を受けて、マンガ資料の収集方針ならびに選定基準を定め、より充実した蔵書を構築することを目的とするものである。

(基本姿勢)

戦後世代の成長とともに発展してきたマンガは、教科書にも登場するほどその社会的認知度は高まっており、大衆文化のひとつとして確固たる地位を獲得したマンガ資料を一般的な図書資料と同じように収集することは公立図書館の任務である。より多くの人を対象により親しみやすい図書館を目指す上からも、幅広い収集を目指す。

(収集対象)

児童向けから大人向けまで、幅広い年齢層に支持されるものを以下の範囲から選定する。

(1) コミックス(ストーリーマンガ)

マンガ表現そのものを楽しむことを目的に制作されたもの。判型(新書判、文庫判、B6判、A5判など)にかかわらず収集する。

(2) 児童向けの学習マンガ

児童を対象とした、歴史マンガや伝記マンガのほか、さまざまな主題をわかりやすくマンガで表現したもの。

(3) 大人向けの実用マンガ

大人を対象として、マンガという表現方法を用いた実用書や教養書。料理・育児、障害者問題、経済などの解説や評論のほか、エッセイや日記などもこれに含める。

なお、以下のものの選定・収集は、「吹田市立図書館資料収集方針」及び「選定基準」(平成 14 年)によるものとする。

- ・イラスト集や原画集
- ・マンガについての研究書や評論集

(選定基準)

出版形態が多様であること、視覚的効果の高いこと、幅広い年齢層が手に取れる資料であることなどを考慮して、次のような基準で選定する。

- (1) マンガで表現することによって、主題がより理解しやすくなっているもの。
ただし、児童向けの歴史マンガ・伝記マンガについては、絵があることで子どもに固定したイメージを植え付け、理解を妨げる可能性があるため、特に慎重に選定する。
- (2) マンガ関連賞受賞作品。および、定着した評価を得ている作品や実績のある作家の作品
《マンガ関連の賞》
文化庁メディア芸術祭マンガ部門、手塚治虫文化賞、日本漫画家協会、小学館漫画賞、講談社漫画賞、国際漫画賞など。
- (3) 芸術性や大衆性ならびに時代性を兼ね備えた作品。
未完結の作品群にも目を向け、新しい作品や流行の動向にも留意する。
- (4) マンガの視覚的特性を考慮し、内容、表現、描写について、次の点に留意する。
 - ・過度の暴力的描写や性的描写が露骨なものは慎重に選定する。
 - ・反社会的・非道徳的な事柄を扱っているものは慎重に選定する。
 - ・プライバシーや人権の侵害にあたるおそれが有ると認められるものは、慎重に選定する。